



発行
東京都

目次

56

規 則

○東京都建築士法施行細則の一部を改正する規則
.....(都市整備局市街地建築部調整課).....

東京都建築士法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年六月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第四百十五号

東京都建築士法施行細則の一部を改正する規則

東京都建築士法施行細則(昭和二十五年東京都規則第二百一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「はり付け」を「貼り付け」に改める。

第六条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「訂正し、前項の規定による申請があつたときは、免許証を書き換えて、申請者に交付する」を「訂正する」に改め、同項を同条第二項とし、同条の次に次の一条を加える。

(書換え交付の申請)

第六条の二 二級建築士又は木造建築士は、前条第一項の規定による届出をする場合において、別記第二号書式による二級建築士免許証若しくは別記第二号書式の二による

木造建築士免許証(以下「免許証」という。)又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書(以下「免許証明書」という。)に記載された事項に変更があつたときは、申請前六月以内に撮影した写真を貼り付けた別記第六号書式による登録事項変更届・免許証書換え交付申請書に、免許証又は免許証明書及び戸籍謄本又は戸籍抄本を添えて、免許証の書換え交付を申請しなければならない。

2 法第五条第三項の規定により免許証の書換え交付を申請しようとする者は、申請前六月以内に撮影した写真を貼り付けた別記第六号書式の二による免許証書換え交付申請書に、免許証又は免許証明書及び戸籍謄本又は戸籍抄本を添え、これを知事に提出しなければならない。

3 知事は、前二項の規定による申請があつた場合においては、免許証を書き換えて、申請者に交付する。

第七条第一項中「はり付けた」を「貼り付けた」に改める。

第八条第四項中「免許証」の下に「又は免許証明書」を加える。

第十二条の三中「第七条、」を「から第七条まで、」に、「第六条第二項中」を

「第六条の二第二項中「別記第六号書式による登録事項変更届・免許証書換え交付申請書」とあるのは「登録事項変更届・免許証明書書換え交付申請書」と、「に改め、

「免許証明書の書換え交付」との下に、「同条第二項中「法第五条第三項」とあるのは「法第十条の二十一第一項の規定により読み替えて適用される法第五条第三項」と

「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、「別記第六号書式の二による免許証書換え交付申請書」とあるのは「免許証明書書換え交付申請書」と

を加え、「第七条第二項及び第八條第四項」を削り、「免許証再交付申請書」を「別記第七号書式による免許証再交付申請書」に、「同条第三項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」」を「同条第二項中「免許証」とあるのは「免許証明書」」に改める。

別記第一号書式及び第一号書式の二中「はり付け」を「貼り付け」に改め、「(登録事項又は業種治産の宣告もこれに該当するとみなされます。)」を削り、「(業種)」を「(業種)」に改める。

東京都 収入証紙はり 付け欄

「はり付け」や「貼り付け欄」及び「貼り付け」や「貼り付け」に添える。

東京都 収入証紙はり 付け欄

「はり付け」や「貼り付け」に添える。

「二級建築士登録事項変更申請書」及び「第6条の二」や「第6条の二」や「第6条の二」に添えて申請します。また、東京都建築士法施行細則第6条の2第1項に「戸籍謄本（抄本）を添えて」に「免許証」の書換え交付を「1 建築士の種別及び登録許証」や「貼り付けた写真は免許証又は免許証明書」及び「第6条第2項」や「第6条第1項の規定により届け出ます。また、東京都建築士法施行細則第6条の2第1項」に「免許証」の書換え交付を「1 建築士の種別及び登録許証」や「貼り付けた写真は免許証又は免許証明書」及び「第6条第2項」に添えて申請します。

「二級建築士登録事項変更申請書」及び「第6条の二」に添えて申請します。また、東京都建築士法施行細則第6条の2第1項に「戸籍謄本（抄本）を添えて」に「免許証」の書換え交付を「1 建築士の種別及び登録許証」や「貼り付けた写真は免許証又は免許証明書」及び「第6条第2項」に添えて申請します。

「二級建築士登録事項変更申請書」及び「第6条の二」に添えて申請します。また、東京都建築士法施行細則第6条の2第1項に「戸籍謄本（抄本）を添えて」に「免許証」の書換え交付を「1 建築士の種別及び登録許証」や「貼り付けた写真は免許証又は免許証明書」及び「第6条第2項」に添えて申請します。

「二級建築士登録事項変更申請書」及び「第6条の二」に添えて申請します。また、東京都建築士法施行細則第6条の2第1項に「戸籍謄本（抄本）を添えて」に「免許証」の書換え交付を「1 建築士の種別及び登録許証」や「貼り付けた写真は免許証又は免許証明書」及び「第6条第2項」に添えて申請します。

「二級建築士登録事項変更申請書」及び「第6条の二」に添えて申請します。また、東京都建築士法施行細則第6条の2第1項に「戸籍謄本（抄本）を添えて」に「免許証」の書換え交付を「1 建築士の種別及び登録許証」や「貼り付けた写真は免許証又は免許証明書」及び「第6条第2項」に添えて申請します。

「二級建築士登録事項変更申請書」及び「第6条の二」に添えて申請します。また、東京都建築士法施行細則第6条の2第1項に「戸籍謄本（抄本）を添えて」に「免許証」の書換え交付を「1 建築士の種別及び登録許証」や「貼り付けた写真は免許証又は免許証明書」及び「第6条第2項」に添えて申請します。

第六号書式の二（第六条の二関係）

二級 建築士 免許証 書換え交付申請書

私は、このたび「免許証」に記載された事項等に変更を生じたので、東京都建築士法施行細則第6条の2第2項の規定により、戸籍謄本（抄本）を添えて申請します。

年 月 日

現住所
氏名



東京都知事 指定登録機関

登録事項
1 建築士の種別及び登録番号
2 登録年月日
3 氏名
4 生年月日

写真
1 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦1.5cm、横3.5cmの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を入力し、のりで貼り付けてください。
2 貼り付けた写真は免許証又は免許証明書に転写されます。

申請理由

※審査

※受付欄 ※名簿整理年月日

係員印

- 1 「」内の該当する項目を○で囲んでください。
- 2 建築士の種別及び登録番号欄は、該当する建築士の種別を○で囲んでください。
- 3 ※印刷欄は、記入しないでください。
- 4 戸籍謄本（抄本）は、この申請前30日以内のものを添えてください。

（日本工業規格A列4部）

別記第七号書式を次のように改める。

第七号書式 (第七条関係)

二級 建築士 免許証 再交付申請書
木造 建築士 免許証明書

私は、このたび 免許証 汚損 再交付申請書 再交付を
 免許証明書 を 紛失 したので、東京都建築士法施行細則

第7条第1項の規定により、 免許証 を添えて 免許証明書 の再交付を

申請します。

年 月 日

氏 名

(印)

東京都知事 殿
指定登録機関

建築士の種別及び登録番号	二級 建築士 第 木造	号	写真 1 申請前6月以内に撮影した無帽、近面、上半身、無背景の写真 4.5cm、横3.5cmの写眞の裏面に氏名及び撮影年月日を入力し、のりて貼り付けてください。 2 貼り付けた写真は免許証又は免許証明書に貼付されます。
登録年月日	年 月 日		
ふりがな		男 女	
氏 名			
生 年 月 日	年 月 日		
本 籍			
現 住 所			
事故があつた事由			
事故があつた年月日、場所			
※ 査 査			
※ 受 付 欄	※ 名 簿 整 理 年 月 日		係員 印

(備考)

- 1 [] 内の該当する項目を○で囲んでください。
- 2 建築士の種別及び登録番号欄は、該当する建築士の種別を○で囲んでください。
- 3 ※印刷欄は、記入しないでください。

(日本工業規格A列4番)

別記第八号書式及び第九号書式中「免許証」の次に「又は免許証明書」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年六月二十五日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都建築士法施行細則の書式により提出されている申請書その他の用紙は、この規則による改正後の東京都建築士法施行細則の書式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都建築士法施行細則別記第一号書式、第一号書式の二及び第五号書式から第九号書式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 112-0002